



経理の窓 8月号

平成26年8月1日号

残暑お見舞い申し上げます。

暦の上では秋を迎えましたが、厳しい暑さが続きます。お体大切にお過ごしください。

今月の税務

法人個人 : **6月決算法人の確定申告と納付
市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付**

相続税・贈与税・事業継承税制の改正について

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

国税庁のホームページには、**平成27年1月1日施行「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし」**が掲載されています。

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容をまとめます。

1. 相続税

(1) 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

(2) 最高税率の引き上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得価額	改正前の税率	改正後の税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下	40%	45%
3億円超 ～ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ～	50%	55%

(3) 未成年者控除と障害者控除の控除額が引き上げられます。

○未成年者控除の控除額が引き上げられます。

20歳までの1年につき 改正前 6万円 → 改正後 **10万円**

○障害者控除の控除額が引き上げられます。

85歳までの1年につき 改正前 6万円 → 改正後 **10万円**

(特別障害者 12万円) (特別障害者 **20万円**)

(4) 小規模宅地等の特例

○居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

限度面積 改正前 240m²（減額割合80%） → 改正後 330m²（減額割合80%）

○居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】	特定居住用宅地等	240m ²	⇒ 合計400m ² まで適用可能
	特定事業用等宅地等	400m ²	
↓			
【改正後】	特定居住用宅地等	330m ²	⇒ 合計730m ² まで適用可能
	特定事業用等宅地等	400m ²	

2. 贈与税

(1) 相続時精算課税

○適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

【改正前】（贈与者）贈与をした年の1月1日において 65歳以上の者

（受贈者）贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上の者

贈与を受けた時において、贈与者の推定相続人

↓

【改正後】（贈与者）贈与をした年の1月1日において 60歳以上の者

（受贈者）贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上の者

贈与を受けた時において、贈与者の推定相続人及び孫

(2) 贈与税（暦年課税）の税率構造

○最高税率が55%に引き上げられます。20歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母等）

から贈与を受ける場合には、特例税率が適用されます。

基礎控除後の課税価格	税率	改正後	
		一般税率 (一般贈与財産)	特例税率 (特例贈与財産)
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	15%
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	50%	50%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	50%	55%	50%
4,500万円超 ～	50%	55%	55%

3. 相続税・贈与税 事業承継税制

適用要件の緩和や手続きの簡素化など制度の適用要件等が変わります。

●事業承継税制の概要

(1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

後継者の死亡等があった場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について、その納付が免除されます。

(2) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等があった場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について納付が免除されます。

●会社の要件

①商品の販売や貸付等を3年以上行っていること。（同族関係者への貸付を除く）

②後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5名以上いること。

③後継者と生計を一にする親族以外の使用従業員が勤務する事務所、店舗、工場等を所有または賃借していること。

●適用要件の緩和や手続きの簡素化

(1) 経済産業大臣の認定を受けるための「経済産業大臣の確認」の制度が廃止されました。

(2) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

①利子税負担の負担を緩和

経営承継後5年を経過すれば、その5年間の利子税は免除されます。

②納税猶予額の再計算の特例の新設

事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除されます。

(3) 親族間承継要件の廃止

後継者は先代経営者の親族でなくとも適用が可能になります。

(4) 雇用確保要件の緩和

雇用の8割以上を「5年間の平均」で確保すればよい、ということに緩和されます。

(5) 先代経営者の役員退任要件の緩和【贈与税のみ】

先代後継者は「代表者」を退任すればよいこととされ、有給役員として残留することも可能となっています。

●新事業承継税制の選択適用について

平成26年12月31日以前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した非上場株式等について、旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合は、選択により、平成27年1月1日以後の期間について新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。

相続税額の計算方法

- 〈計算例〉 相続人は、妻と子2人で「相続税がかかる財産」の価額と分割、及び「債務・葬式費用」の負担状況は、下記の表によります。

相 繙 人	妻	子	子	合計
相続税がかかる財産	8,000万円	2,000万円	2,000万円	1億2,000万円
債務・葬式費用	3,000万円			3,000万円

①各人の課税価格の計算をします。

$$\text{妻 } 8,000\text{万円} - 3,000\text{万円} = 5,000\text{万円}$$

$$\text{子 } 2,000\text{万円} - 0\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

$$\text{子 } 2,000\text{万円} - 0\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

②課税価格の合計額の計算をします。

$$5,000\text{万円} + 2,000\text{万円} + 2,000\text{万円} = 9,000\text{万円}$$

③課税遺産総額の計算をします。

課税価格の合計額から基礎控除額を引きます。（平成27年1月1日以後の相続として）

$$9,000\text{万円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人}) = 4,200\text{万円}$$

④相続税の総額の計算をします。

課税遺産総額を法定相続分で按分します。

$$\text{妻 } 1/2 \ 2,100\text{万円} \ \text{子 } 1/4 \ 1,050\text{万円} \ \text{子 } 1/4 \ 1,050\text{万円}$$

按分したそれぞれの金額に税率をかけて税額を計算します。この場合の税率は15%です。計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額になります。

$$\text{妻 } 315\text{万円} + \text{子 } 157.5\text{万円} + \text{子 } 157.5\text{万円} = 630\text{万円}$$

⑤各人の納付すべき相続税額を計算します。

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合で按分します。

$$\text{妻 } 630\text{万円} \times 5/9 = 350\text{万円}$$

$$\text{子 } 630\text{万円} \times 2/9 = 140\text{万円} \ \text{子 } 630\text{万円} \times 2/9 = 140\text{万円}$$

按分した税額から、各種の税額控除を差し引きます。

「配偶者の税額軽減」のみ適用があるとします。

妻の相続税 0円 子の相続税 140万円 子の相続税 140万円 になります。



「配偶者の税額軽減」について、配偶者が相続や遺贈によって実際に取得した財産の価額が1億6千万円以下の場合、又は課税価格の合計額に配偶者の法定相続分をかけた金額以下の場合は、配偶者には、相続税がかかりません。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.tabeibeiji.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>